

熊本県公報

第12882号
令和元年(2019年)
12月10日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定の廃止…………… (") 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 2
- 令和元年台風第19号に係る県税の申告納付等の期限の延長…………… (税務課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定…………… (障がい者支援課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定…………… (") 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定…………… (") 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定…………… (") 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定…………… (") 6
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 7
- 道路の供用開始…………… (") 7

公 告

- 令和2年度(2020年度)熊本県工事入札参加者資格審査申請要領…………… (監理課) 7
- 土地改良区役員の選任等…………… (農村計画課) 10
- 土地改良区役員の選任等…………… (") 11
- 土地改良区役員の選任等…………… (") 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 12

登 載 依 頼

- 第2回熊本県行政文書等管理委員会の開催…………… (行政文書等管理委員会) 13
- 第4回球磨支援学校移転整備に係る検討委員会開催…………… (特別支援教育課) 13
- 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規
則…………… (人事委員会) 14

告 示

熊本県告示第554号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サー
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和元年(2019年)12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種
---------	--------	---------	-------	--------

は氏名				類
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターあさぎり	球磨郡あさぎり町免田西2659番地	令和元年(2019年)12月20日	訪問介護

熊本県告示第555号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
多機能型 クリスタル 宇城市小川町新田出201番地	高木屋株式会社 宇城市小川町新田出201番地 高木 陽誠	就労継続支援B型	令和元年（2019年）12月1日

熊本県告示第556号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
さくらケアサービス山鹿 山鹿市中央通707番地	特定非営利活動法人 ウインディ21やまが 山鹿市中央通707番地 理事長 右田 賢司	居宅介護 重度訪問介護	令和元年（2019年）9月26日

熊本県告示第557号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
アコール 菊池郡菊陽町原水1158-5	合同会社ハッピーライト 上益城郡嘉島町上島2181-13 松村 幸奈	令和元年（2019年）12月2日	4352200341	指定児童発達支援

熊本県告示第558号

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和元年（2019年）10月12日以降に到来するものについては、条例第26条第1項の規定により同項第1号及び第2号の規定により課する個人の県民税、条例第99条第1項の規定により課する自動車税の環境性能割、条例第104条第1項の規定により課する自動車税の種別割並びに条例第145条の規定により課する狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める日まで延長する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

都道府県名	指 定 地 域
岩 手 県	久慈市 下閉伊郡普代村
宮 城 県	角田市 伊具郡丸森町
福 島 県	郡山市 いわき市 須賀川市 田村市 東白川郡矢祭町 石川郡石川町
茨 城 県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃 木 県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長 野 県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

熊本県告示第559号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字小田5964番、字下鶴5978番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小田5964番・字下鶴5978番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第560号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字手形野169番1、170番1、242番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字手形野169番1・170番1・242番2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第561号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字北黒川6568番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北黒川6568番（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第562号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字式ノ塔5302番6、5302番8、5304番10、字大谷5305番3、5306番2、5306番3、5306番9

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字式ノ塔5302番6・5302番8・5304番10・字大谷5305番3・5306番2・5306番3・5306番9（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第563号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
あいりす 荒尾 荒尾市荒尾字上磯124番地2	株式会社アイリス 福岡県大牟田市下白川町二丁目174番地 北島 靖大	就労継続支援A型	令和元年（2019年）12月1日

熊本県告示第564号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
グループホーム 八代市古城町字古城1768番地6	株式会社福祉サービス熊本 八代市田中町573番地8 山野 誠一	共同生活援助	令和元年（2019年）12月1日

熊本県告示第565号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
グループホームアスカ 八代市迎町2丁目5-1	株式会社ワールドスター 八代市大村町401番地1 外田 辰幸	共同生活援助	令和元年（2019年）12月1日

熊本県告示第566号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ヘルパーステーションサンピラありあけ 玉名市岩崎416番地8	株式会社D・S・G玉名 玉名市岩崎416番地8 井本 臣哉	居宅介護 重度訪問介護	令和元年（2019年）12月1日

熊本県告示第567号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日

独立行政法人労働者健康 安全機構 熊本労災病院 八代市竹原町1670	独立行政法人労働者健康 安全機構 熊本労災病院 八代市竹原町1670 猪股 裕紀洋	短期入所	令和元年(2019年)1 2月1日
--	--	------	----------------------

熊本県告示第568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年（2019年）12月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	443号	下益城郡美里町岩野字和田原 1382番2地先から 同所 1391番地先まで	91.1	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和元年（2019年）12月10日

熊本県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年（2019年）12月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	津留鹿本 線	山鹿市鹿本町御宇田字陳ノ上 1652番1地先から 山鹿市鹿本町御宇田字陳内 2056番5地先まで	80.0	防安交

2 供用を開始する期日 令和元年（2019年）12月10日

公 告

熊本県公告第495号

令和2年度（2020年度）において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1 令和2年度（2020年度）熊本県工事入札参加者資格審査申請について

1 申請の対象者

令和2年度（2020年度）において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有し、次のいずれかに該当する者

- (1) 平成30年度(2018年度)中に平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書(建設工事)を提出し、平成31年度(2019年度)及び令和2年度(2020年度)に有効な入札参加者資格の認定を受けている者(以下「有資格者」という。)以外の者であること。
- (2) 有資格者のうち、当該資格を有する業種以外について競争入札に参加しようとする者であること。

2 申請の受付

- (1) 申請の方法
申請は、持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。
- (2) 受付期間
令和2年(2020年)1月20日(月)から令和2年(2020年)1月24日(金)まで
- (3) 受付時間
午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
- (4) 受付場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

3 提出書類及び提出部数

- (1) 令和2年度(2020年度)熊本県工事入札参加者資格審査申請書(建設工事) 2部
- (2) 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 2部
- (3) 令和元年度(2019年度)の経営事項審査に係る経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の写し又は経営規模等評価申請書兼総合評定値請求書及び工事種類別完成工事高(審査済印があるものに限る。)の写し 1部
- (4) 第1の1(2)に掲げる者にあつては、平成31・32年度(2019・2020年度)熊本県工事入札参加者資格認定通知書 1部
- (5) 令和元年度(2019年度)の経営事項審査において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であつた者で、令和元年(2019年)12月31日までに当該保険に加入した場合は、次に掲げる書類を提出 1部
 - ア 経営事項審査添付書類「使用人の一覧表(技術関係使用人、技術職員名簿に記載できない使用人)」(令和元年(2019年)9月30日現在の職員について、加入状況を確認するため、審査基準日以降に職員の変更があつた場合は、使用人の一覧表を朱書き訂正のうえ提出。)
 - イ 雇用保険に関する労働保険概算・確定保険料申告書及び領収書又は完納証明書(基準決算の前期から審査基準日までのもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から令和元年(2019年)12月31日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書)
 - ウ 社会保険の標準報酬決定通知書(直近のもの)及び領収書又は完納証明書(審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証するもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から令和元年(2019年)12月31日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書)

第2 令和2年度(2020年度)熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請について

1 申請の対象者

第1の3に掲げる「令和2年度(2020年度)熊本県工事入札参加者資格審査申請書(建設工事)」を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又は舗装工事のいずれかを希望した建設業者のうち、次のいずれかに該当する者

- (1) 平成30年(2018年)1月から令和元年(2019年)12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
- (2) 令和元年(2019年)6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく法定雇用率が適用される者で法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない者で障がい者を1人以上雇用している者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校又は専修学校を平成28年度(2016年度)、平成29年度(2017年度)又は平成30年度(2018年度)に卒業した者を採用し、かつ、これらの者について、令和元年(2019年)12月31日までの間に6か月を超える常勤雇用の実績がある者
- (4) 令和元年(2019年)9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者

- (5) 令和元年(2019年)12月31日現在において、常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している者又は保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者
- (6) 令和元年(2019年)9月30日現在において、エコアクション21の認証を取得している者
- (7) 平成30年(2018年)1月から令和元年(2019年)12月までの間に、建設業以外の分野(以下「新分野」という。)に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行った者
- (8) 令和元年(2019年)9月30日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している者
- (9) 平成26年(2014年)10月から令和元年(2019年)9月までの間に、従業員若しくは役員に継続学習制度(CPD(S))の単位を取得させた実績のある者
- (10) 平成27年(2015年)1月から令和元年(2019年)12月までの間に、特許権の設定登録又はNETIS(新技術情報提供システム)への登録又は熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた実績のある者
- (11) 平成30年(2018年)1月から令和元年(2019年)12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
- (12) 令和元年(2019年)9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者
- (13) 令和元年(2019年)9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
- (14) 平成17年(2005年)1月1日から令和元年(2019年)12月31日までの間に完成した工事(公共工事に限る。)において、高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績のある者
- (15) 平成26年(2014年)10月1日から平成28年(2016年)9月30日までの間に、満35歳未満の者を採用し、令和元年(2019年)9月30日現在で3年以上継続雇用している者
- (16) 平成27年(2015年)1月から令和元年(2019年)12月までの間に、従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)に基づく不当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者
- (17) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例(平成22年熊本県条例第16号)に基づく事業活動温暖化対策計画書又はエコ通勤環境配慮計画書(令和元年度(2019年度)以降有効なものに限る。)を任意で提出している者
- (18) 熊本市の政令指定都市移行に伴い、県から熊本市に移譲された国道・県道に係る工事及び水前寺江津湖公園に係る工事(土木一式工事及び舗装工事にあつては平成27年(2015年)1月1日から令和元年(2019年)12月31日まで、電気工事、管工事及び建築一式工事にあつては平成24年(2012年)4月1日から令和元年(2019年)12月31日までの間に竣工検査が行われたものに限る。)の成績評点がある者

2 申請の受付

- (1) 申請の方法
申請は、持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。
- (2) 受付期間
令和2年(2020年)1月20日(月)から令和2年(2020年)1月24日(金)まで
- (3) 受付時間
午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
- (4) 受付場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

3 提出書類及び提出部数

- (1) 令和2年度(2020年度)熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書 2部
- (2) 知事が別に定める添付書類 1部

第3 資格審査及び結果通知

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱(平成15年熊本県告示第221号)に基づき、入札参加者資格の有無及び格付について審査を行う。
- 2 第1の3及び第2の3に掲げる書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び直近の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。

- 3 経営事項審査において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」となっている者の申請は受け付けない。ただし、経営事項審査時に雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、令和元年（2019年）12月31日までに当該保険に加入し、かつ、当該保険料の未納がない者又は適用除外となった者は、この限りではない。
- 4 国税及び県税に未納税額がある者の申請は受け付けない。
- 5 審査の結果は令和2年（2020年）3月末までに文書にて通知する予定である。
- 第4 入札参加者資格の有効期間
今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、令和2年（2020年）4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。
- 第5 問合せ先
熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485

熊本県公告第496号

上益城郡甲佐町に事務所を置く甲佐町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	緒方 廣人	上益城郡甲佐町大字豊内32
理事	佐藤 優	上益城郡甲佐町大字仁田子868
理事	池田 春水	上益城郡甲佐町大字大町647
理事	緒方 知治	上益城郡甲佐町大字有安184
理事	井上 竹之	上益城郡甲佐町大字船津1952番地1
理事	渡邊 良市	上益城郡美里町中郡230
理事	池田 眞珠生	上益城郡甲佐町大字下横田1205
理事	田上 郁夫	上益城郡甲佐町大字下横田1786
理事	緒方 寛二	上益城郡甲佐町大字早川904番地1
理事	備後 秀隆	上益城郡甲佐町大字早川2241
理事	山口 孝敏	上益城郡甲佐町大字糸田120
理事	遠山 敬光	上益城郡甲佐町大字西寒野266
理事	井上 聖	上益城郡甲佐町大字西寒野1821
監事	古閑 恒生	上益城郡甲佐町大字豊内965
監事	田上 幸敏	上益城郡甲佐町大字中横田1134
監事	佐藤 正富	上益城郡甲佐町大字早川1141
就任		
理事	古閑 恒生	上益城郡甲佐町大字豊内965
理事	松本 茂	上益城郡甲佐町大字仁田子398
理事	伊豆野 吉幸	上益城郡甲佐町大字横田319
理事	緒方 知治	上益城郡甲佐町大字有安184
理事	井上 竹之	上益城郡甲佐町大字船津1952番地1
理事	中山 富雄	上益城郡美里町大字中郡727
理事	田上 康則	上益城郡甲佐町大字中横田1118
理事	田上 郁夫	上益城郡甲佐町大字下横田1786
理事	溜瀨 和久	熊本市西区島崎5丁目12-62
理事	備後 秀隆	上益城郡甲佐町大字早川2241
理事	山口 孝敏	上益城郡甲佐町大字糸田120
理事	遠山 敬光	上益城郡甲佐町大字西寒野266
理事	吉田 治雄	上益城郡甲佐町大字西寒野730

監事	緒方 廣人	上益城郡甲佐町大字豊内32
監事	寺岡 正美	上益城郡甲佐町大字下横田143
監事	本田 悟	上益城郡甲佐町大字糸田1612

熊本県公告第497号

上益城郡甲佐町に事務所を置く麻生原堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	奥村 大助	上益城郡甲佐町麻生原674
理事	長尾 耕一	上益城郡甲佐町津志田3606-1
理事	葉山 壽幸	上益城郡甲佐町津志田1131
理事	喜田 健義	上益城郡甲佐町田口2031
理事	坂本 導成	上益城郡甲佐町田口1665-1
理事	森岡 一雄	上益城郡甲佐町田口2801
理事	宮本 誠也	上益城郡甲佐町田口4329-2
理事	野々口 秀信	上益城郡甲佐町府領705
理事	森澤 孝光	熊本市南区城南町出水926
監事	山内 亮一	上益城郡甲佐町津志田1657-1
監事	上野 公明	上益城郡甲佐町田口1255
監事	福永 和彦	上益城郡甲佐町田口2781
就任		
理事	西村 浩	上益城郡甲佐町麻生原650
理事	長尾 耕一	上益城郡甲佐町津志田3606-1
理事	森口 政人	上益城郡甲佐町津志田1829
理事	村上 文也	上益城郡甲佐町田口1994-1
理事	坂本 導成	上益城郡甲佐町田口1665-1
理事	森岡 一雄	上益城郡甲佐町田口2801
理事	宮本 誠也	上益城郡甲佐町田口4329-2
理事	野々口 秀信	上益城郡甲佐町府領705
理事	木村 和幸	熊本市南区城南町舞原1374
監事	山内 亮一	上益城郡甲佐町津志田1657-1
監事	上野 公明	上益城郡甲佐町田口1255
監事	本田 廣正	上益城郡甲佐町田口2780

熊本県公告第498号

天草市に事務所を置く五和町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	伊藤 山陽	天草市五和町二江1479番地
理事	井上 健三郎	天草市五和町御領4538番地
理事	金子 久幸	天草市五和町御領8311番地
理事	原田 來持	天草市五和町御領9629番地

理事	梅本 典生	天草市五和町手野一丁目2154番地
理事	山口 峰生	天草市五和町手野二丁目543番地
理事	荒木 清人	天草市五和町城河原三丁目459番地4
理事	田中 茂	天草市五和町城河原二丁目1091番地
理事	岩崎 正志	天草市五和町城河原一丁目922番地2
理事	田口 直光	天草市五和町城河原一丁目3378番地
監事	本多 幸人	天草市五和町城河原二丁目684番地
監事	宮脇 正臣	天草市五和町手野一丁目3476番地1
就任		
理事	井上 健三郎	天草市五和町御領4538番地
理事	金子 久幸	天草市五和町御領8311番地
理事	原田 來持	天草市五和町御領9629番地
理事	梅本 典生	天草市五和町手野一丁目2154番地
理事	山口 峰生	天草市五和町手野二丁目543番地
理事	岩崎 幸憲	天草市五和町城河原一丁目80番地
理事	田口 直光	天草市五和町城河原一丁目3378番地
理事	田中 茂	天草市五和町城河原二丁目1091番地
理事	猪口 速人	天草市五和町城河原二丁目259番地
理事	荒木 清人	天草市五和町城河原三丁目459番地4
監事	本多 幸人	天草市五和町城河原二丁目684番地
監事	宮脇 正臣	天草市五和町手野一丁目3476番地1
監事	住本 辰美	天草市五和町二江2759番地34、2759番地35

熊本県公告第499号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字芝原5379番1
354.76平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区鶴羽田四丁目15番44号クランハイツ201
藤林 聖也

熊本県公告第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（2工区）
菊池郡大津町大字大津字土井ノ内13番の一部、同17番及び里道の一部
3,757.57平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区畠口町北西1003-1
合名会社スカル
菊池郡大津町新240
岩下 靖
玉名市立願寺350
本山 信幸

登 載 依 頼**熊本県行政文書等管理委員会公告第2号**

令和元年度(2019年度)第2回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。
令和元年(2019年)12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
令和元年(2019年)12月18日(水)
午前10時00分から(1時間30分程度)
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館9階 903会議室
- 3 議題
(1) 行政文書の廃棄に関する意見聴取について
(2) 令和元年9月熊本県議会定例会における公文書館に係る質問について(報告)
(3) 令和元年度(2019年度)点検実施状況結果に係る報告について(報告) 等
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)

熊本県教育委員会公告第15号

第4回球磨支援学校移転整備に係る検討委員会を次のとおり開催します。
令和元年(2019年)12月10日

熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課

- 1 開催日時
令和元年(2019年)12月18日(水)
午後3時から午後5時まで(予定)
- 2 会場
球磨郡多良木町多良木4217
球磨支援学校会議室
- 3 議事
(1) 会議の公開・非公開について
(2) 建築計画について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻の10分前までに、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入室することができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の案件
「3 議事」については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準アに該当する場合、一部非公開となることがあります。

7 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課施設整備班
電話：096-333-2676

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月10日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第4号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年熊本県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、若しくは失職し」を削り、同条第2号柱書中「又は失職」を削る。

第5条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第6条第1項第1号中「退職し、又は失職した」を「退職した」に改める。

第8条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第11条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。